

令和 5 年 5 月 12 日現在

機関番号：34416

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2018～2022

課題番号：18H05737・19K20933

研究課題名（和文）世界遺産制度が地域の文化財保護に及ぼす影響

研究課題名（英文）The Impact of the Ratification of Japan's World Heritage Convention on the protection of local cultural properties

研究代表者

雪村 まゆみ（Yukimura, Mayumi）

関西大学・社会学部・准教授

研究者番号：00607484

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,330,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、国際的な文化財の保護制度が日本国内の文化財保護に及ぼす影響を及ぼすのか明らかにした。2006年、2007年に文化庁による世界文化遺産候補の公募に応募された文化資産に着目し、各地域において世界遺産登録運動が継続されていくか、考察した。世界文化遺産候補の公募に応募した文化資産27件を管轄する各自治体を対象に質問紙調査を行い、世界遺産登録運動の継続の有無と文化資産の保存と活用について網羅的に明らかにすることができた。その後の活動は、1. 登録運動を継続的に行う、2. 他の国内の認定制度の枠組みに位置づける、3. 他の地域と連携する、4. 世界遺産登録事業を中止すると4カテゴリーに分類できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、国際的な文化財保護制度が日本国内の文化財保護行政に及ぼす影響を及ぼすのか、を明らかにするために、各自治体の世界遺産登録に関する関わり方について網羅的に調査を行ったことである。これまでの人文科学系の世界遺産研究においては、世界遺産に登録されることによる経済効果や登録後の地域の変容について、事例研究として取りあげられることがほとんどであった。各地域の世界遺産登録を個別に取り扱うのではなく、各地で実施されている地域の登録運動をパターン化して考察することによって、世界的な文化財保護制度が国内の文化財保護行政に及ぼす影響を及ぼしていくのかを体系的に分析した点にある。

研究成果の概要（英文）：This study clarifies how international cultural property protection systems affect local cultural property protection administrations. We focused on the cultural properties that were submitted to the World Heritage nomination process by the Agency for Cultural Affairs in 2006 and 2007, and examined whether the movement to inscribe them on the World Heritage List would continue in each region. Questionnaire surveys were conducted in each municipality with jurisdiction over 27 cultural properties that had submitted applications for World Heritage nomination, to comprehensively clarify whether or not the campaign for World Heritage registration continues and the conservation and utilization of cultural properties. The current activities could be classified into four categories: 1. continue the registration campaign, 2. position the site within the framework of other national recognition systems, 3. collaborate with other regions, and 4. discontinue the World Heritage registration project.

研究分野：社会学

キーワード：世界遺産 文化財保護 文化的多様性 日本遺産 自然遺産 文化遺産

### 1. 研究開始当初の背景

日本がユネスコ世界遺産条約(以下、世界遺産条約)に批准したのは1992年であるが、それ以降、各地で世界遺産登録運動が活発化し、地域の文化財への再評価という潮流がみられた。それだけでなく、日本国内の文化財保護行政にも変化をもたらし、「重要文化的景観」(2004)、「近代化産業遺産」(2007)さらには「日本遺産」(2015)といった世界遺産登録基準に準じた新たな文化財保護制度が設置された。とりわけ、「日本遺産」認定制度は、文化財の活用ひいては観光促進の側面が強調されたといえる。さらには、2006年、2007年、文化庁における世界遺産候補の公募事業が行われたが、世界遺産制度を通じて、いかにして地域の文化資産が価値づけられていくのか、その過程を検討する必要があると考えた。

### 2. 研究の目的

日本においては、世界遺産への関心が高まっており、各地域において、地域の文化資産を世界遺産に登録することが目指されている現象も多くみられる。とりわけ、2006年、2007年に文化庁が全国の自治体に対して、世界遺産暫定リストに掲載する文化資産を公募したことをきっかけとして、その動きは活発化した。この公募では、2006年、2007年合わせて、32件の応募があり、5件が暫定リストに掲載された。暫定リストに掲載された5件のうち、すでに4件は世界文化遺産として登録されており、1件は現在審議中である。暫定リストは、本来、世界遺産作業指針によると10年ごとに見直す必要があるとされているが、現在、追加掲載が検討される時期が近付いていると推測できる。本研究では、世界遺産条約批准のような世界的な制度が地域の文化財保護と活用にどのような影響を与えるのか、明らかにすることを目的とした。

### 3. 研究の方法

#### (1) 事前調査：世界遺産登録運動のその後の展開パターン

まず事前調査として、2006年、2007年に文化庁の公募に応募された文化資産にかかわるウェブサイトを参照し、現在の活動状況について把握した。その結果、公募に応募した文化資産について、世界遺産登録運動をいかにして展開していくのかという観点から、1.世界遺産に登録、2.登録運動を継続、3.他のリストに登録、4.他の地域と連携、5.登録運動を中止の5つに大別することができることが明らかとなった(表参照)。本研究では、世界遺産暫定リストに掲載されていない、2から5に分類された4つの文化資産群を対象に研究をすすめた。

表 世界遺産登録運動のその後の展開パターンの5類型

5 類型	展開パターン
1 世界遺産登録	単独あるいは他の地域と連携して登録
2 登録運動継続	文化庁によって、世界遺産暫定リストあるいは世界遺産暫定リスト候補に分類
3 他のリストに登録	世界農業遺産、日本遺産、近代産業遺産等、他のリストに登録
4 他の地域と連携	他の地域と連携して日本遺産等、他のリストに登録(シリアル・ノミネーション)
5 中止	中止。あるいは中止後、他のリストに登録、他の地域と連携の場合もある。

## (2) 質問紙調査(全数調査)

本研究では、世界遺産暫定リストに掲載する文化資産に応募された地域のうち、暫定リストに掲載されなかった27地域を対象として、その後、世界遺産登録を推進する事業がいかんにすすめられているのか/すすめられていないか、という点について網羅的に明らかにした。調査は、2023年2月23日から3月31日の期間において、オンラインによるアンケートと郵送による質問紙調査を併用して行った。両者の質問項目は共通であり、回答者である自治体にとって簡便な方法を選定してもらった。対象は27件であるが、29の自治体から回答を得た。

## (3) 事例調査

5類型のうち、1.世界遺産に登録の事例としては、百舌鳥・古市古墳群、2.登録運動を継続のうち、3.他のリストに登録に関しては、熊本県阿蘇の文化的景観4.他の地域と連携については、2015年に弘道館(茨城県水戸市) 足利学校(栃木県足利市) 咸宜園跡(大分県日田市)とともに「近世日本の教育遺産群 学ぶ心・礼節の本源」として日本遺産に認定された岡山県備前市に所在する旧閑谷学校において、現地調査、関連資料の収集を行った。

## 4. 研究成果

### (1) 質問紙調査(全数調査)

2006年あるいは2007年に応募された文化資産に関する質問紙調査の結果、次の結果が得られた。現在も世界遺産登録を目指した事業を継続しているかどうかについては、以下の結果となった。

		回答数	%
全体		29	100.0
1	積極的に継続している	8	27.6%
2	継続している	10	34.5%
3	中止した	11	37.9%

具体的な事業の内容としては、以下の結果となった。

		回答数	%
全体		18	100.0%
1	調査研究	12	66.7%
2	講演会等の開催	12	66.7%
3	市民への広報	9	50.0%
4	その他	10	55.6%

その他には、国際シンポジウムの開催、海外の専門家の招聘や、市民団体への助成などが挙げられていた。継続している場合、世界遺産登録を目指す理由は以下の結果となった。

		回答数	%
全体		18	100.0
1	文化財保護	17	94.4%
2	観光産業の活性化	10	55.6%
3	地域のシンボルの形成	6	33.3%
4	その他	6	33.3%

文化財の保護は基本的な指針としながら、観光産業の活性化が約半数、地域のシンボルの形成が3分の1の自治体に選択されていることがわかった。その他には、文化財を活用した地域づくり、まちづくりという理由が多くみられた。

日本には複数の文化財保護と活用に関する制度があるが、それらへの登録あるいは認定状況についても問うた。その結果、以下の結果となった。

		回答数	%
全体		29	100.0
1	目指している	1	3.4%
2	目指していたこともあったが、現在は目指していない	5	17.2%
3	すでに登録あるいは認定された	16	55.2%
4	目指したことはない	6	20.7%

8割の文化資産がいずれかのカテゴリーへの登録、認定を目指すか、あるいはすでに登録あるいは認定されていることがわかる。カテゴリーの種類は以下のとおりである。

		回答数	%
全体		22	100.0
1	日本遺産	18	81.8%
2	近代化産業遺産	1	4.5%
3	重要文化的景観	6	27.3%
4	世界農業遺産	1	4.5%
5	ユネスコ・デザイン都市	0	0.0%
6	その他	6	22.7%

とくに着目すべき点は、8割以上の文化資産が2005年から認定が始まった日本遺産への認定を目指すか、すでに認定されていると回答している点である。

また、他地域の自治体等と連携して、世界遺産登録運動や文化財保護等の事業を行うことがあるかどうかについては、以下の結果となった。

		回答数	%
全体		28	100.0
1	はい	11	39.3%
2	いいえ	17	60.7%

連携のきっかけが、世界遺産暫定リスト候補に応募したことにあると回答しているのは次のような結果となった。

		回答数	%
全体		11	100.0
1	大いにきっかけとなった	7	63.6%
2	どちらかといえばきっかけとなった	1	9.1%
3	全くきっかけとなっていない	3	27.3%

他地域との連携は6割ほどであり、そのうち、7割以上が世界遺産暫定リスト候補への応募がそのきっかけとなっていると回答している。これらの調査結果をまとめ、論文「世界遺産制度がもたらす地域の文化財保護と活用への影響(仮)」を執筆予定である。

## (2)事例調査

### 認定の連鎖

世界遺産条約批准以降、日本国内の文化財保護行政にも変化をもたらし、「重要文化的景観」(2004)、「近代化産業遺産」(2007)さらには「日本遺産」(2015)といった世界遺産登録基準に準じた新たな文化財保護制度が設置された。とりわけ、「日本遺産」認定制度は、

文化財の活用については観光促進の側面が強調されたといえる（雪村 2020b）。

個別の事例をみると、霧島火山帯に属する熊本県阿蘇地域は、巨大な陥没カルデラとその周辺の草原を有した「文化的景観」として着目されている。「文化的景観」としてとらえようとする実践の背景には、カルデラ火山と草原を中心に営まれてきた人々の生活に対して、新たな価値を付与し、地域の活性化を目指すということが指摘される。というのも、「農産物自由化による畜産物価格低迷、農家の高齢化、後継者不足」によって、草地畜産経営が困難となり、大草原の管理体制が維持できなくなることにあるからである。2005（平成 17）年、阿蘇草原再生協議会設立された。これは、2003（平成 15）年、環境省と林野庁は、「世界自然遺産候補地に関する検討会」を設置され、阿蘇は最終的には候補地に選ばれていないが、19 件のうちの 1 件となり、「文化的景観」という側面が焦点化されたことを契機としている。その後、2006 年、2007 年の文化庁による世界文化遺産候補地の公募に応募し、暫定リストに掲載されなかったが、世界農業遺産（2013）世界ユネスコグローバルジオパーク（2014）と立て続けに登録されている。この研究成果は、論文「文化的景観の誕生 - 自然遺産から文化遺産へ（仮）」として執筆予定である。

#### シリアル・ノミネーション

他地域との連携に関して、先駆的な事例としては、教育資産群を有する自治体の連携が代表的なものとして挙げられる。2007 年の公募に応募された岡山県備前市に所在する旧閑谷学校に関しては、2015 年に弘道館（茨城県水戸市）足利学校（栃木県足利市）咸宜園跡（大分県日田市）とともに「近世日本の教育遺産群 —学ぶ心・礼節の本源—」として日本遺産に認定されたうえで、世界遺産登録を目指している。世界遺産登録の作業指針においては、地理的近接性ではなく、地域を越えて複数の文化財を一連の遺産群として捉えることによって、新たな文化財の認定制度に登録が可能になる場合もある。これはシリアル・ノミネーションと呼ばれる世界遺産登録で、国内の文化資産のカテゴリー化においても、文化財の管理は自治体ごとに行われていたが、教育資産群や城郭など地域を超えた連携が進められるようになったことが明らかとなった（雪村 2020a）。

#### （3）まとめ

日本においては世界遺産条約批准以降、日本国内の文化財保護行政にも変化をもたらし、「重要文化的景観」（2004）「近代化産業遺産」（2007）さらには「日本遺産」（2015）といった世界遺産登録基準に準じた新たな文化財保護制度が設置された。とりわけ、「日本遺産」認定制度は、文化財の活用については観光促進の側面が強調されたといえる。世界遺産登録に関する活動を継続するなかで、世界遺産以外の異なる文化財の保護や活用に関する制度に登録あるいは認定をめざすということが多いといえる。

世界遺産登録の作業指針においては、シリアル・ノミネーションの手法が着目されているが、国内の文化資産のカテゴリー化においても、他地域の自治体等と連携して、世界遺産登録運動や文化財保護等の事業を行うことが多いことが明らかとなった。これらは世界遺産候補に応募したことがきっかけとなっていることが多いことから、グローバルな制度が国内の文化財保護と活用に大きく影響を及ぼしているといえる。

#### 業績

雪村まゆみ，2020a，「文化財保護のグローバル化と地域の文化資産のカテゴリー化」『関西大学社会学部紀要』51（2）：1 - 15.

雪村まゆみ，2020b，「世界遺産と日本遺産 文化遺産を保存する基準」，木村至聖・森久 聡 編著，『社会学で読み解く文化遺産 - 新しい研究の視点とフィールド』，新曜社：100 - 106.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 雪村まゆみ	4. 巻 51 - 2
2. 論文標題 文化財保護のグローバル化と地域の文化資産のカテゴリー化 日本の世界遺産条約批准の影響	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 関西大学社会学部紀要	6. 最初と最後の頁 1 - 15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 木村至聖・森聡編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 新曜社	5. 総ページ数 216
3. 書名 社会学で読み解く文化遺産	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------